

沖縄県立那覇国際高等学校 部活動活動方針

本方針は、「高等学校学習指導要領」（平成21年3月 文部科学省告示）、「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月 スポーツ庁）、「運動部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」（令和3年12月 沖縄県教育委員会）に基づき定めるものである。

1 意義・ねらい

- (1) 部活動は、学校教育の一環(*1)として実施する。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する。
- (3) 部活動は、学年の所属を離れて同好の生徒をもって組織し、部員の相互理解や連帯感並びに心身の健康の向上に資する。

2 部の設置（同好会を含む）

- (1) 体育系
- (2) 文化系

ただし、部顧問を教職員で配置可能であること。

3 部顧問

部顧問は、原則として全教職員が当たり指導する。

※外部指導者は、校長の許可を得ること。

4 活動

- (1) 部活動は、原則として日曜日は活動しない。但し、顧問の申し出により生徒ガイダンス部を通して校長の許可を得た場合はその限りではない。
- (2) 定期考査1週間前から考査終了前日までの部活動は原則として禁止する。但し、考査前後1週間以内に大会のある場合には顧問の申し出により、生徒ガイダンス部を通して校長の許可を得て活動することができる。
- (3) 長期休業中の部活動は、必修講座のある日に限る。但し、講座のない期間においては顧問の申し出により、生徒ガイダンス部を通して校長の許可を得て7日程度の活動をすることができる。

5 その他

その他、部活動の運用に関して別に定める。

(*1) 高等学校学習指導要領 総則 第1章第5款の5の(13)

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

策定期日：令和4年4月